

# 外国につながる子どもを見守るためのハンドブック

進路保障をするために知っておきたいこと  
～在留資格・進学・就職～



公益財団法人三重県国際交流財団



このハンドブックは、一般財団法人自治体国際化協会の助成を受けて作成されました。自治体国際化協会



# 外国につながる子どもを 見守るためのハンドブック

進路保障をするために知っておきたいこと

～在留資格・進学・就職～

## 0 はじめに

### このハンドブックに込められた思い

三重県の調査によると、令和6年末で三重県内の外国人住民数は、66,836人(前年比 +4,275人、+6.8%)、総人口に占める外国人住民の割合は、3.82%で、全国第4位となっています。このように、外国人住民数が年々増え続けている背景には、在留資格の種類が増えたことも要因として考えられます。家族帯同可能な在留資格も増えており、それに伴い外国につながる子どもたちも必然的に増えています。彼らの進学や就職などの進路保障のために、彼らに関わる人たちが、必要なときに複雑で専門的な情報を確認できるよう、このハンドブックを作成しました。

作成にあたっては、各種学校現場で外国につながる子どもたちを担当する教員、出入国在留管理局職員、地域で外国人に関わる支援者や支援団体など、様々な立場の専門家が知恵を持ち寄りしました。近年外国人住民を取り巻く環境や制度は大きく変わり、相談もニーズも多種多様に変化しています。進学や就職などの手続き面もより複雑になっています。地域で生活する外国につながる子どもたちが、安心して充実した生活を送れるよう、また、将来やりたいことや夢を実現できるような進路を見つけられるよう、このハンドブックをご活用していただけると幸いです。

外国につながる子どもを見守るためのハンドブック作成委員

### このハンドブックについて

MIEF(みえふ:(公財)三重県国際交流財団の略称)には、子どもたちの保護者や学校関係者などから、家庭や健康、発達等に関する相談が寄せられています。なかでも、進学にあたっての教育費用に関する相談、就職に伴う在留資格に関する相談は例年少なくありません。このハンドブックは、そのような外国につながる子どもたちを見守り、支える皆さんの手助けになればとの思いから、作成しました。

このハンドブックは、特に次の皆さんに向けて作成しました。

- 外国につながる子どもたちの進路支援に初めて関わる方(教員・日本語教室スタッフ・支援団体職員・市町職員など)
- 外国につながる子どもたちの進路支援について基本的なことを学びたい方

このハンドブックを使うことで、支援者の皆さんが次のことをできるようになることをめざしています。

- 子どもの自己実現を支えるために、在留資格や制度の基本を理解すること
- 子どもの進学や就職に関わる課題や困難を理解し、相談先や連携先につなげること

子どもたちが安心して自分の進路を考えられるように、そしてその夢を応援できるように、この1冊が、皆さんの支援の力になることを願っています。

公益財団法人三重県国際交流財団(MIEF)

0 はじめに

このハンドブックに込められた思い ..... 1

このハンドブックについて ..... 1

1 外国につながる子どもたちと在留資格

1-1. 在留カード・特別永住者証明書を見てみよう！ ..... 3

1-2. 在留資格とは？ ..... 5

1-3. 保護者(親)の在留資格と子どもの在留資格の関係 ..... 6

1-4. 在留カード・特別永住者証明書に関わる手続き ..... 7

1-5. 特定在留カードについて ..... 8

2 外国につながる子どもたちを受け入れるための準備

2-1. 外国につながる子どもたちのこれからの受入れ ..... 9

2-2. 外国につながる子どもたちやその保護者とのコミュニケーションについて ... 9

2-3. 外国につながる子どもたちの実態把握 ..... 11

2-4. 外国につながる子どもたちの保護者に伝えるべきこと ..... 12

3 在留資格と進学・就職の関係について

3-1. 進学・就職する時に気を付ける在留資格の変更 ..... 15

3-2. 就労資格証明書について ..... 17

3-3. 国籍制限のある仕事 ..... 17

4 学校と地域の連携について

4-1. 日本語や教科学習に関わる連携 ..... 18

4-2. 過年齢(オーバーエイジ)の子どもへの対応 ..... 19

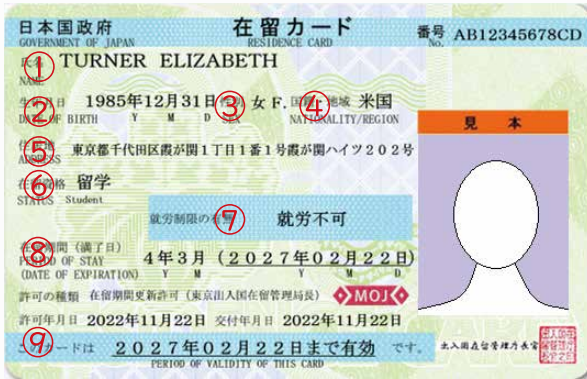
4-3. 中学3年生などの受験期に外国から転校生が来た時の対応 ..... 21

5 おわりに

在留資格Q&A ..... 23

# 1 外国につながる子どもたちと在留資格

## 1-1. 在留カード・特別永住者証明書を見てみよう！



(在留カード 表)



(特別永住者証明書 表)



(在留カード 裏)



(特別永住者証明書 裏)

出典:出入国在留管理庁のHP

皆さんは、上のカードを見たことがありますか。

左の青いカードは「在留カード」、右の黄色いカードは「特別永住者証明書」といいます。これらのカード・証明書は、日本国籍を持たない人(外国人)が、適法に中長期間滞在していることを証明する大切なものです。カードを見るだけで、「いつまで日本に滞在できるか」「働くことができるか」など、生活に関わる重要な情報がわかります。

もし在留カードや証明書を持っていなかったり、紛失してしまったりした場合、滞在が認められていないと疑われてしまったりすることがあります。そのため、カードは常に大切に保管し、必要な時にすぐ提示できるようにしておくことがとても重要です(16歳未満の子どもは在留カードを携帯する義務はありませんが、様々な手続きに必要なことが多いので、大切に保管しておきましょう)。

日本では、原則として、国籍は「どの国で生まれたか」ではなく、「どの国の親から生まれたか」で決まります。これを「血のつながりによる原則(血統主義)」といいます。つまり、両親のどちらかが日本人であれば、日本国籍を持つことができますが、両親がともに外国籍の場合は、日本で生まれても日本国籍にはなりません。

一方で、アメリカやカナダなどのように、「その国で生まれたかどうか」で国籍が決まる国もあります(生地主義)。国籍の考え方は国によって異なるため、外国につながる子どもたちの背景を理解し、手続きや支援の際に混乱がないよう注意することが大切です。

コラム:国籍は何で決まる？

2つのカードはととてもよく似ていますが、下記のような特徴があります。

項目	在留カード	特別永住者証明書
対象者	<b>中長期在留者</b> (例:就労・留学・家族滞在などの 在留資格で滞在する外国人)	<b>特別永住者</b> (第2次世界大戦終結前からの経緯で 日本に定住している朝鮮半島および 台湾出身者並びにその子孫として 日本で出生したもの等)
交付機関	地方出入国在留管理局(入管)	居住地の市区町村(一部例外あり)
交付の タイミング	日本に入国した時、または在留期間を 更新・在留資格を変更した時など	出生や国籍喪失した時など
顔写真の有無	16歳以上は顔写真あり	16歳以上は顔写真あり
携帯義務	常時携帯が必要(16歳未満は免除)	常時携帯の義務なし
更新手続き	在留期間に合わせて入管で更新 (永住者は7年ごと、16歳未満は 16歳の誕生日の前日までに在留 カードの有効期間更新も必要)	7年ごとに市区町村で更新 (16歳未満は有効期限が 16歳の誕生日の前日まで)
目的・役割	現在の在留資格・滞在内容を証明するもの	特別永住者としての身分を証明するもの

また、カードには下記のような情報が書かれており、見るだけで「日本で行うことができる活動」や「いつまで日本に滞在できるのか」などがわかります。

#### 【在留カードの記載項目】

<おもて>

- ①氏名
- ②生年月日 ③性別 ④国籍・地域
- ⑤住居地
- ⑥在留資格(日本で行うことができる活動)
- ⑦就労制限の有無
- ⑧在留期間(日本に滞在できる期間)
- ⑨カードの有効期限

<うら>

- ⑩資格外活動許可の有無 など

※資格外活動許可については  
「1-2.在留資格とは？」を参照

#### 【特別永住者証明書の記載項目】

<おもて>

- ①氏名
- ②生年月日 ③性別
- ④国籍・地域
- ⑤住居地
- ⑥証明書の有効期限 など

子どもによっては、まだカードを受け取っていない場合や、特別な事情で滞在している場合もあります。カードの存在を知り、子どもたちの状況を理解することは、支援の第一歩です。

特に、在留カードに書かれている「在留資格」は子どもの進学・就職にとっても影響する大切な部分です。

それでは、「在留資格」について詳しく見ていきましょう ➡ ➡ ➡

## 1-2. 在留資格とは？

外国人は、理由なく日本に長く滞在することはできません。日本に中長期的に滞在する目的や活動が必要です。この目的や活動の内容をもとに、日本への滞在を認める資格を「在留資格」といいます。また、特別永住者は、入管特例法に基づいて「特別永住者」という法的地位で日本に永住することができます。

在留資格によって、例えば以下のことが決まります。

- 日本にどのくらいの期間、滞在できるか
- 働くことができるか
- どんな活動(勉強・業務内容など)ができるか

在留資格は、法律によって定められており、現在、日本には29種類あり、大きく分けて二つのタイプがあります。

活動による在留資格 … 仕事や勉強など、本人の活動内容によって与えられるもの

身分・地位による在留資格 … 日本人や永住者との家族関係など、身分や立場に基づくもの

また、在留資格によって働くことができるかどうかあらかじめ決められています。

たとえば、「技術・人文知識・国際業務」や「介護」などの資格は就労が認められていますが、「留学」や「家族滞在」などは原則として働くことができません。ただし、資格外活動許可を受ければ、一定の条件のもとでアルバイトなどの就労が可能になります。こうしたルールは入管法(出入国管理及び難民認定法)に基づいて定められています。

※資格外活動許可とは…外国人が日本で認められた在留資格の範囲を超えて収入を得る活動を行う際に必要な許可のことです。在留資格が永住者、定住者、日本人の配偶者等、及び永住者の配偶者等、並びに特別永住者の場合は、就労の制限はありませんが、家族滞在、留学等の在留資格を有する場合、アルバイトをする前に地方出入国在留管理局で資格外活動許可の申請を行い、許可を受ける必要があります。この場合、就労時間は原則1週間につき28時間以内に制限されています。

 POINT



29の在留資格の詳細については、QRコードよりご確認ください

参考: 出入国在留管理庁HP 在留資格一覧表

<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/qaq5.html>



次の図では、在留資格を「活動による在留資格」と「身分・地位による在留資格」で示しています。「活動による在留資格」については、左側には「就労することができる」資格、右側には「就労することができない」資格が示されています。

支援の現場では、子どもや保護者がどの在留資格にあたるのかを理解しておくことが大切です。資格によって、進学・就職・アルバイトなどでできることや、在留手続きの内容が変わるためです。まずはこの全体像を知ることによって、支援の視点がより明確になります。

## 活動による在留資格

**就労資格①(6種類)**  
外交、公用、教授、  
芸術、宗教、報道

A

**就労資格②(13種類)**  
※上陸許可基準あり  
高度専門職、経営・管理  
法律・会計業務、医療、  
研究、教育、  
技術・人文知識・国際業務、  
企業内転勤、介護、興行  
技能、特定技能、技能実習

### 特定活動

※法務大臣が  
個々に活動を  
指定する在留資格

※指定書により  
指定された  
就労活動のみ可

**非就労資格①(2種類)**  
文化活動、短期滞在

C

**非就労資格②(3種類)**  
※上陸許可基準あり  
留学、研修、家族滞在

留学や家族滞在などの在留資格は、  
資格外活動許可をとれば、  
週28時間までは就労ができますが、  
正社員にはなれません。

就労することができる

指定書

就労することができない

**居住資格(4種類)：永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者**

B

## 身分・地位による在留資格

※上陸許可基準：外国人が日本に中長期滞在する際、特定の在留資格を取得するために満たすべき客観的な要件。  
出入国管理及び難民認定法（入管法）に基づき、主に就労資格などで審査される。

### A の在留資格

日本で働くことを目的とした資格です。認められた職種・活動内容の範囲で働くことができます。  
職種が変わる場合には、資格変更の手続きが必要です。

### B の在留資格

就労の制限はありません。どんな仕事にも就くことができ、転職や複数の仕事をすることも可能です。

### C の在留資格

働くことは原則できません。ただし、留学や家族滞在などの在留資格は、「資格外活動許可」が認められれば、週28時間以内のアルバイトなどが可能です。正社員としての勤務はできません。

## 1-3. 保護者(親)の在留資格と子どもの在留資格の関係

外国につながる子どもたちの在留資格は、保護者(親)の在留資格に影響を受けます。  
例えば、保護者(親)の在留資格によって、子どもの在留資格は下記のようになります。

保護者(親)が図中Aにあたる「就労」の在留資格を持っている。

⇒子どもは「家族滞在」

保護者(親)が図中Bにあたる「永住者」の在留資格を持っている。

⇒子どもは「永住者」、「永住者の配偶者等(実子)」または「定住者」

保護者(親)のどちらかが日本国籍を持っている。

⇒子どもも日本国籍を持つ、または「日本人の配偶者等(実子)」

POINT

そのため、保護者(親)の結婚や離婚に伴い、子どもの在留資格も変更される場合が多くあります。  
場合によっては、保護者(親)の在留資格の変更をしなければ、子どもの在留資格がなくなってしまうこともありますので、保護者(親)やその子どもを関係機関に繋ぐ等の支援が必要になります。

## 1-4. 在留カード・特別永住者証明書に関わる手続き

在留カードや特別永住者証明書は、更新・変更手続きが必要な場合があります。

手続きが必要なのは下記のような場合です。子どもたちが、適法に滞在できるよう注意が必要です。

### ◆在留カードの手続き

在留カードの「変更」手続き			
手続きが必要な場面	手続き内容	手続きをする場所	期限・注意点
住所が変わった	住居地の変更届出	市区町村役所 (住民登録窓口)	14日以内／カード裏面に 新住所が記載される
氏名が変わった	記載事項の変更届出	地方出入国在留 管理局	14日以内/氏名変更後のパスポートが必要
帰化した	在留カードの返納		14日以内/帰化申請は法務局
在留の目的が 変わった	在留資格 変更許可申請		学生→就労など
カードを失くした・ 壊れた・盗まれた	再交付申請		14日以内／紛失・盗難は警察への届出 (届出受理番号)も必要

在留カードの「更新」手続き			
手続きが必要な場面	手続き内容	手続きをする場所	期限・注意点
在留期間の満了が 近い	在留期間 更新許可申請	地方出入国在留 管理局	満了日の3か月前から 申請可能
16歳になる	在留カードの有効 期間の更新申請		有効期限(16歳の誕生日の前日)の 6か月前から申請可能 ※2023年10月31日までに交付された 在留カードの有効期限は16歳の誕生日

### ◆特別永住者証明書の手続き

手続きが必要な場面	手続き内容	手続きをする場所	期限・注意点
住所・氏名などが 変わった	内容変更の届出	市区町村役所	14日以内
カードを失くした・ 壊れた・盗まれた	再交付申請		14日以内／紛失・盗難は警察への届出 (届出受理番号)も必要
有効期限が近い	証明書の有効 期間の更新申請		有効期限の2か月前から申請可能／ 16歳未満は有効期限(16歳の誕生日の 前日)の6か月前から申請可能 ※2023年10月31日までに交付された 証明書の有効期限は16歳の誕生日

## 1-5. 特定在留カードについて

日本に中長期的に暮らす外国につながる方のために、知っておきたいカードがあります。これは、現在の「在留カード」と「マイナンバーカード」を一つにまとめた新しいカードで、名称を「特定在留カード」と言います。法改正により、令和8年6月14日(日)からの運用開始が予定されています。

希望する方は、特定在留カードを申請することができます(特別永住者の方も、特定特別永住者証明書を申請することができます)。

※マイナンバーカードの取得同様、特定在留カードの取得は任意です。

※特定在留カードなどの導入と同時に、在留カード及び特別永住者証明書の様式も変更される予定です。特定在留カードなどの取得を希望しない場合は、新たな様式の在留カードなどが交付されることとなります。

このカードのポイントは次の通りです。

- 対象は「中長期在留者」と「特別永住者」
- 本人確認、税・社会保障・行政の手続きなどで使いやすくなる。
- これまで地方出入国在留管理局と市区町村とで別々に手続きをしたカード発行が、一部の手続きを除き一つにまとまるため手続きが簡単になる。

 POINT

特定在留カードなどは、外国につながる子どもやその保護者の生活を支える新たな制度基盤の一部です。制度の名称・対象・メリット・移行の流れを理解しておきましょう。

子どもの進学や就職を支援するうえで、教職員は居住地、名前の正式な表記、在留資格などを把握する必要がある場合があります。その際、必要な範囲で、公立小・中・高等学校などの教職員が本人や保護者に在留資格の確認を求めることは、正当理由に基づく行為であり、プライバシーの侵害にはあたりません。

コラム: 在留資格の確認



16歳以上の外国籍の人が日本に入国する際、また、日本在住の16歳以上の外国籍の人が日本から一時的に出国し、再入国をする際には、空港での指紋及び顔写真の提供が必要です(特別永住者、「外交」・「公用」の在留資格を除く)。ただし、修学旅行等の教育旅行に参加する外国籍の生徒については、法務大臣に対して学校の長が身元保証を行う旨の通知をした場合は、再入国時の指紋及び顔写真の提供を免除されています。生徒が戸惑うことがないように事前の手続きと再入国時の注意が必要です。

コラム: 海外への修学旅行について



## 2 外国につながる子どもたちを受け入れるための準備

### 2-1. 外国につながる子どもたちのこれからの受入れ

これから日本では、「外国につながる子どもたち」と出会う機会がさらに増えていくといわれています。これまで家族を呼ぶことができなかった技能実習制度は廃止され、新たに「育成就労制度」が始まります。この制度では、働きながら日本語や技能を身につけ、条件を満たせば「特定技能2号」という、家族といっしょに暮らせる在留資格に進む道が用意されています。

つまり、日本で生活する外国人が長く安定して働けるようになり、その家族、特に子どもたちが日本に来る可能性は今後ますます高まります。だからこそ、私たち支援者は、外国につながる子どもたちをどのように迎え、どのようなサポートができるのかを、これまで以上に考えていくことが重要です。学校や地域で安心して過ごせるよう、情報を整え、理解を深め、皆で受け入れる準備を進めていきましょう。

### 2-2. 外国につながる子どもたちやその保護者とのコミュニケーションについて

#### (1) 日本語は意外と通じる

外国につながる子どもたちやその保護者の中には、日本語での日常会話に問題のない人も多くいます。私たちが外国語を話せなくても、少し日本語を工夫するだけで十分に伝わる場合も多くあります。難しい漢字や長文ではなく、短い文と分かりやすい言葉にするだけで、情報は格段に届きやすくなります。例えば、学校からの連絡や地域の案内を「やさしい日本語」で伝えるだけで、保護者の不安を大きく減らすことができます。

#### (2) 外国人の方にも伝わる「やさしい日本語」とは？

皆さんは「やさしい日本語」という言葉を聞いたことがありますか。やさしい日本語は、分かりにくい表現などを「易しく」理解できるようにし、さらに「優しい」気持ちで書き換えた日本語です。

外国人だけでなく、小さい子どもや高齢者、障がいのある方など、誰にとっても分かりやすいコミュニケーション方法を指します。

やさしい日本語を作るときには、いくつかのポイントがありますが、まずは「はさみの法則」を意識して話すことから始めてみましょう。

#### はさみの法則

**は**っきり言う : あいまいな表現を避け、主語・述語・内容を明確に伝える  
例) 「明日は難しいです」 → 「すみません。明日はできません。」

**さ**いごまで言う : 途中で言葉を切らず、文を完結させる  
例) 「明日はちょっと…」 → 「すみません。明日はできません。」

**み**じかく言う : 一文を短くして、情報を区切ってわかりやすくする  
例) 「教科書を出して、教室で待ちます」 → 「教科書を出します。」「教室で待ちます。」

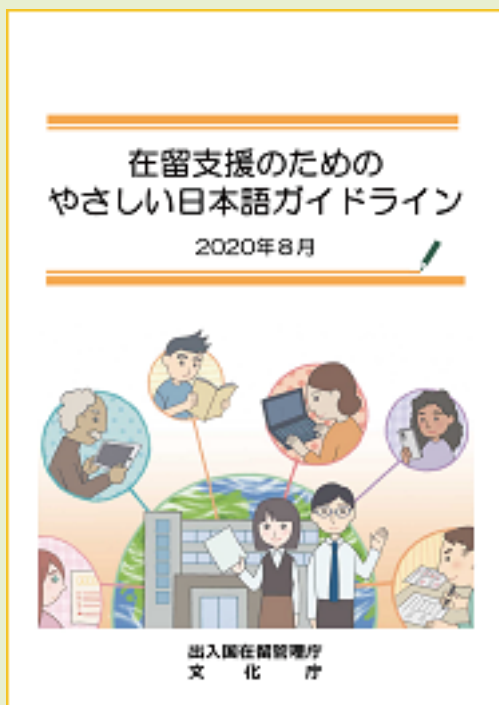
はさみの法則以外にも「やさしい日本語」のポイントはたくさんあります。

 POINT

<例>

- 敬語は使わない。文末は「です」「ます」を使う。
- 外来語(カタカナ語)・漢語はなるべく使わないようにする。
- オノマトペ(擬音語・擬態語)を使わない。
- 二重否定を使わない。
- 時間や年月日を外国人にも伝わる表記にする。 など

より詳しく「やさしい日本語」のポイントを知りたい方は下記を参考にしてください。



在留支援のための  
やさしい日本語ガイドライン  
(出入国在留管理庁)

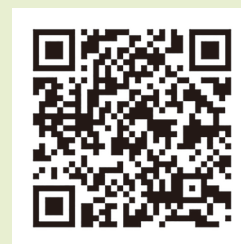


<https://x.gd/c5MHA>

出典: 出入国在留管理庁



やさしい日本語 ガイドライン  
(三重県)



<https://x.gd/XhVQz>

出典: 三重県 環境生活部  
ダイバーシティ社会推進課



## 2-3. 外国につながる子どもたちの実態把握

外国につながる子どもを支えるときは、その子どもならではの背景を理解しておくことが大切です。進学や就職の手続きや支援をスムーズに進めるためにも、また子ども自身が学校生活に安心してなじめるようにするためにも、早い段階で必要な情報を整理しておくことが役に立ちます。



### A. 家族・滞在環境

✓	項目	実態把握のポイント
<input type="checkbox"/>	本名 (正式表記・カタカナ表記)	公的な資料等に使用する名前は統一することを意識しましょう。パスポート・在留カード・学校台帳など、公的書類の表記が全て統一されていない場合(名前の一部が記載されていない・苗字と名前の順番が異なるなど)、本人の証明書類として使用できず、トラブルの原因にもなることがあります。 正式な名前の表記は、在留カードまたは特別永住者証明書で確認できます。
<input type="checkbox"/>	来日年月日	来日のタイミングによって活用できる受験制度(特別枠入学者選抜等。P14参照)があります。
<input type="checkbox"/>	国籍・地域	在留制度や進路に関する条件を確認する際に必要な情報です。国籍が日本でない場合、奨学金の対象外となることもあるので、適切な案内のためにも把握が必要です。また、子どもの国の文化的背景への配慮や偏見・差別を防ぐための体制づくりなども大切になります。
<input type="checkbox"/>	在留資格 滞在期間	進路(進学・就職・訓練校など)に直接影響する重要な項目です。進路に応じて、在留資格の変更手続きなどを適切に進める必要があります。
<input type="checkbox"/>	今後の滞在予定	帰国予定か、長期滞在かを把握できると、教育計画に反映できます。帰国予定の場合は、母国語保持などの支援も検討する必要があります。
<input type="checkbox"/>	保護者の 日本語能力	保護者と連絡する際に必要なツールなどを把握しておく、連絡がスムーズになります(翻訳機や通訳、やさしい日本語の対応可・英語とタガログ語による対応可など)。
<input type="checkbox"/>	緊急連絡先 日本語可否	緊急対応のために複数の連絡先や連絡手段を確保しておきましょう。保護者に連絡が取れない場合に備え、日本語が話せる親族の連絡先を把握しておく、安心です。

### B. 言語・文化・宗教

✓	項目	実態把握のポイント
<input type="checkbox"/>	家庭内使用 言語(母語)	家庭内で日本語が使われているかどうかは、日本語指導の設計を考えるうえで大切な情報です。また、母語での言語発達や母語で培われた思考力・認知力を踏まえて、児童生徒を理解することが重要です。また、どちらの言語も十分に発達していない状態(ダブルリミテッド)にならないように注意が必要です。 母語支援員と連携を取り、母国語等の理解支援を行うことも効果的です。
<input type="checkbox"/>	日本語学習歴	学習開始の時期や方法(学校・地域・独学等)、学習量なども学習支援の設計にとっても必要な情報です。
<input type="checkbox"/>	文化・生活習慣・ 宗教上の配慮事項	給食、行事、体育、美術、音楽などの科目でどのような配慮が必要かを検討するために必要です(食べられない食材、祈りの時間、服装への配慮など)。

## C. 学習歴・学力

✓	項目	実態把握のポイント
□	出身国での学習	<p>教科理解に課題がある児童生徒については、「学力がない」のではなく「学び方や学んだ内容が異なる」可能性があります。理解できていないのではなく、日本の教科書が母国と異なるため、理解しにくいことも考えられます。こうした可能性についても検討し、学力不足と短絡的に判断しないようにしましょう。</p> <p>参考：JICA【外国につながる児童の教育に携わるみなさまへのお役立ち情報】11か国の教育制度・学校文化ガイド集を取りまとめました</p> 
□	将来の進路希望（制度上の制約を含む）	<p>在留資格や保護者等の方針にそった進路支援を行うために、把握をしておくといでしょう。</p> <p>参考：出入国在留管理庁【高等学校卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ】</p> 

### 2-4. 外国につながる子どもたちの保護者に伝えるべきこと

教育制度や受験の仕組み、奨学金の考え方、就労についての文化や制度は、子どもやその保護者の母国の制度と異なることが少なくありません。外国につながる子どもが使える制度はもちろんのこと、私たちが当たり前だと思っている日本の制度も、保護者と共有しておくことで、不安の解消やトラブルの回避につながります。保護者が正しい情報を知ることで、学校や支援者と連携しながら、子どもに合ったよりよい進路選択を一緒に考えていきましょう。

#### (1) 日本の学校文化やスケジュールについて

学校の1日のスケジュールや学校文化は、国によって大きく異なります。

掃除、給食、体育の授業など、私たちにとって当たり前のことが、子どもやその保護者にとっては大きな戸惑いやトラブルにつながることがあります。

保護者に、学校生活について理解してもらえるよう、三重県教育委員会のHPに資料が掲載されています。



『外国人等保護者のための学校ガイダンス「日本の学校は、こんなところ」』

日本語、ポルトガル語、スペイン語、中国語、韓国語、フィリピン語（巻末「お助けリンク集」参照）

#### (2) 日本の入学者選抜の制度

国によって教育システムは様々で、高等学校までエスカレーター式で進学できる国もあります。

そのため、高等学校進学時に、**入学者選抜があることを知らない保護者**もいます。高校受験までのスケジュールや、高校進学にかかる費用などを共有しておくこと、**余裕を持った受験準備**につながります。



三重県教育委員会とMIEFの共同編集「高校進学ガイダンスガイドブック」（日本語、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語、フィリピン語、インドネシア語、韓国朝鮮語、タイ語）をご活用ください。

詳細は、MIEFのHPに掲載（巻末「お助けリンク集」参照）。

また、毎年、県内各地では、市教育委員会等が主催する外国につながる児童生徒とその保護者を対象とした「**高校進学ガイダンス**」が開催されています。実施日は毎年異なるため、教育委員会へお問合わせください。（各市町の高校進学ガイダンス一覧はP13を参照）

# 【市町教育委員会等で実施されている高校進学ガイダンス 一覧】

※掲載許可をいただいた市町のみ掲載しています。

※詳しい情報は各市町教育委員会へお問い合わせください。

(2025年12月時点の情報)

地域	市町名	◆対象	◇時期
北 勢	四日市市 教育委員会	◆市内、三重郡の小6～中3	◇11月上旬
		○外国につながる児童生徒の進学実績がある北勢地区5校によるブース出展（質疑応答等） ○四日市市にゆかりのある講師の方が、進路に関する講演 ○三泗国際理解教育研究協議会に所属する教員が三重県の入学者選抜制度について説明	
	桑名市 教育委員会	◆小1～中3の外国につながる児童生徒とその保護者	◇10月下旬～11月上旬
		○日本の学校制度、奨学金制度、入学者選抜制度等の説明 ○ガイダンス参加高校より高校生活等についての説明 ○市内中学校を卒業した外国につながる生徒(先輩)からの話 例)進路をどのように決めたか、日本語をどのように学んだか、どんな夢をもち何に取り組んでいるか等	
	鈴鹿市 教育委員会	◆中1～中3で外国にルーツのある生徒とその保護者 ◆就学支援教室に通う過年度生の通室生	◇10月中旬
		○県教育委員会 高校教育課の指導主事による高校についてや外国人生徒特別枠に関する講演 ○外国にルーツのある高校生や大学生のスピーチ ○ブースごとの相談会 例)公立私立、全日制定時制通信制10校の高校によるブースを設置等	
亀山市 教育委員会	◆外国につながる児童・生徒とその保護者	◇10月下旬～11月上旬	
		○地元の高校と、生徒が希望したいいくつかの高校に参加を依頼し説明会を実施	
中 勢	津市 教育委員会	◆小5～中3	◇第1回7月上旬 ◇第2回9月下旬
		【第1回】 ○高等学校を会場に施設・部活等の見学をする。 ○高校に在学中の先輩(外国につながる生徒)とその保護者の経験を聞く。 【第2回】 ○県教育委員会や社会福祉協議会の担当者による入試制度や外国人生徒等特別枠入学者選抜、教育支援資金等の説明 ○中勢地区の高等学校の協力により、各学校別の紹介や入試の特徴等の説明 ○各高校や社会福祉協議会等に個別に相談ができるブース設置	
	松阪市 教育委員会	◆松阪市内の公立小中学校に在籍する児童生徒 及び保護者、教職員	◇9月
		○日本の教育制度、奨学金制度、高校入試等についての説明 ○ハローワークより就職についての説明 ○先輩からのメッセージ ○高等学校からの説明(学校紹介)	
伊賀	伊賀市 教育委員会	◆外国につながる伊賀地区の小5～中3などの 子どもと保護者	◇9月末
		○日本の教育制度について、伊賀地区・近隣地区の高校・高等部についての説明会	

### (3) 県立高等学校入学者選抜

三重県内の高等学校では、下記の条件のような外国につながる子どもを対象とした特別枠入学者選抜などを実施している学校もあります。

保護者とともに三重県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が6年以内の者(ただし、「入国後の在日期間が6年以内」とは、原則として、入国した日から入学年の4月1日現在で6年を経過していない場合をいう。)

ただし、特別枠入学者選抜を実施しているのは一部の学校のみであり、特別枠入学者選抜の有無にかかわらず、入学者選抜に合格し、高等学校の授業についていける日本語能力と学力が必要です。「外国につながる子どもに配慮された試験なので、日本語能力はあまりなくても大丈夫」、「すべての高等学校に特別枠入学者選抜がある」などの、保護者の誤解がないよう、正しい制度を説明し、見通しを持った学習準備につなげましょう。

詳細は、生徒の応募年度の「三重県立高等学校入学者選抜実施要項」をご確認ください。

### (4) 特別な支援を必要とする子どもの進学

特別な支援を必要とする子どもの学びの場として、一般の高等学校(通信制、定時制含む)、通級指導(通常の学級に在籍しながら、学習や生活の中で特別な支援が必要な児童生徒が、週に数時間、別の教室で個別または少人数で受ける指導)を実施している高等学校、特別支援学校高等部などが挙げられます。

学校により支援の度合いや状況は異なりますが、ここでは通級指導と特別支援学校高等部について簡潔に説明します。

#### 通級指導

すべての高等学校で行っているわけではなく、一部の学校で実施しています。通級指導を希望する場合は、該当の学校の入学者選抜を受験する必要があります。

#### 特別支援学校

盲、聾、知的障がい、肢体不自由、病弱の5つの教育部門があり、いずれかの障がいに対応しています。学校ごとに特色があり、対象となる子どもや、学習内容や支援は学校ごとに違います。また、学習内容によっては、卒業資格が一般の高等学校卒業資格と異なる場合があります。

 POINT

いずれの場合も、まずは中学校の先生と相談してください。詳しく知りたい場合は、該当の学校の説明会などに参加してご確認ください。

### (5) 奨学金

高等学校や大学、専修学校への進学にあたり、入学金や学費等の教育費用が払えず、進学を断念するケースがあります。そのため、奨学金制度や教育ローンなどに関する情報を、生徒や保護者に事前に伝えておきましょう。



高校進学に関する奨学金情報は、MIEFのHP

「高校進学ガイダンスガイドブック」に掲載(巻末「お助けリンク集」参照)

大学や専修学校などへの進学の際は、日本学生支援機構(JASSO)の奨学金も活用できます。特に、貸与型奨学金を申し込む時に保証人が見つからない場合は、日本学生支援機構が指定する保証機関の保証を希望できます。その場合、保証料が必要で、毎月の奨学金から差し引かれます。なお、保護者の中には、「奨学金は返済の義務がない」と誤解している場合がありますので、注意が必要です。

## (6) 高等学校進学後の学費の支援制度について

三重県教育委員会では、高等学校等における教育費負担を軽減するため、3つの支援制度を設けています。授業料を助成する「就学支援金」、返済不要の給付金である「奨学給付金」および無利子の貸付金である「修学奨学金」です。制度概要については、英語、ポルトガル語、スペイン語、フィリピン語、中国語の資料があります。



三重県内各市町の奨学金制度や三重県内外の団体などの奨学金制度、国の教育ローン、日本学生支援機構(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校などの奨学金)に関する情報は、MIEFのHPに掲載されています(巻末「お助けリンク集」参照)。

## (7) 日本の雇用システムについて

外国につながる子どもの保護者の中には、日本の福利厚生や社会保険などの仕組みを知らない人もいます。非正規雇用の方が、正規雇用より手取り額が多いため、非正規雇用での就職を子どもに勧める保護者も少なくありません。子どもと保護者に対して、正規雇用と非正規雇用の違い等、日本の雇用システムを理解してもらったうえで、その子に合った雇用先や雇用形態を選択できるようにしましょう。

# 3 在留資格と進学・就職の関係について

## 3-1. 進学・就職する時に気を付ける在留資格の変更

永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等の在留資格を持つ子どもは、就学や就労に大きな制限がなく、原則として進学や就職の際に在留資格を変更する必要はありません。

一方で、家族滞在の在留資格で在留している子どもについては、進路選択に応じた注意が必要です。

家族滞在は、保護者の扶養を前提とした資格であるため、卒業後にフルタイムで働く場合などには、在留資格の変更手続きが必要になることがあります。進学か就職かによって必要な対応が変わるため、早い段階から情報を整理しておくことが重要です。

家族滞在の子どもは、高校に進学することで、将来の選択肢は大きく広がります。高校進学は、就ける仕事の幅が広がるだけでなく、日本語力や社会的な基礎力を身につける機会にもなります。また、高校卒業が在留資格変更の判断材料となる場合もあり、在留の安定につながる可能性があります。

このように、高校進学は単に「学歴」を得るためだけでなく、将来の自立や安定した生活に向けた準備期間として重要な意味を持ちます。次ページのフローチャートでは、高校卒業後の進路に応じて、どのような在留資格の手続きが必要となるのかを整理しています。支援の際の参考として、ぜひ活用してください。フローチャートは多言語版(やさしい日本語・英語・中国語)があるので、子どもやその保護者の理解のためにも活用いただけます。

家族滞在・定住者・永住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等の在留資格をもつ外国につながる子どもが、卒業までに就職先が決まらず、卒業後にも継続して就職活動をする場合、基本的に在留資格の変更は不要です。留学の在留資格を持つ場合は、特定活動という在留資格に変更することで、引き続き就職活動ができることがあります。



コラム:就職先が決まらなかった時、在留資格の変更は必要?

# 外国籍の子どもの高校卒業後の「在留資格&進路」フローチャート

START

あなたの在留資格は何ですか？

- ・「永住者」
- ・「日本人の配偶者等」
- ・「定住者」
- ・「永住者の配偶者等」

今もっている在留資格で、進学することも、働くこともできます(どんな仕事もできます)  
\*永住者でない人は、永住申請がいつ頃できるか、チェックしてみましょう

「家族滞在」

(親が会社員・調理師・経営者など就労系の在留資格)

親に扶養され、親の在留資格にひもついている

永住許可申請はできそうですか？

はい

【永住許可申請のポイント】※家族と一緒に申請ができると良い

- ・父又は母が、定められた居住年数の要件をみたしている
- ・(一緒に申請する場合)家族が最長の在留期間をもっている
- ・素行要件(在留活動の状況、法令違反等をしていないか)
- ・世帯の収入額、納税・社会保険(健康保険・年金)の支払状況

永住の審査は1年以上かかることもあります 早めに準備が必要です

いいえ

働く

高校卒業後、どうしますか？

「家族滞在」では「資格外活動許可」をとっても週28時間しかはたらない

勉強したい

進学(大学・短大・専門学校等)

「家族滞在」のまま進学するのは良い

在留資格を変える必要性はありますか？  
例:親が帰国する  
例:奨学金をもらう

ある

「留学」に変更する

起業する→「経営・管理」  
資本金、経営能力が必要

介護福祉士→「介護」  
資格が必要

エンジニア・SE・会計・貿易・通訳・翻訳・デザインなど  
→「技術・人文知識・国際業務」  
学術的・専門的知識が必要 学歴や実務経験が必要

弁護士・司法書士・土地家屋調査士・外国法務弁護士・公認会計士  
外国公認会計士・税理士・社労士・弁理士・海事代理士・行政書士  
→「法律・会計」資格が必要

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師  
歯科衛生士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士  
視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士→「医療」資格が必要

高校卒業による在留資格変更

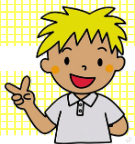


18歳になる前に来日日本の高校を卒業(夜間・定時制・通信制の学校を含む)

\*小学校・中学校・高校を卒業

会社から内定をもらう(週28時間を超えて働く)  
→「定住者」  
・どんな仕事もできます

いいね!



\*中学校・高校を卒業  
\*高校から入学し卒業

会社から内定をもらう(週28時間を超えて働く)  
→「特定活動」  
・親の身元保証が必要  
・どんな仕事もできます(風俗営業以外)

「特定活動」で5年以上働く  
→「定住者」に変更できる!

大学・短大・専門学校に通った期間は、5年以上の期間に含めて良い(日本語学校は除く)

\*海外の高校から編入し、卒業

高校に編入した場合:  
日本語能力試験(N2)等の合格が必要

18歳すぎてから入国 または 高校中退など

ない

「家族滞在」の在留資格でそのまま進学する

「家族滞在」のまま or 「特定技能」など学歴要件・年齢要件等を考慮した在留資格

高校卒業は大事!



大学・短大・専門学校等を卒業した後に働くとき:  
18歳になる前に来日して、日本の高校を卒業していれば「定住者」・「特定活動」へ変更できる!

卒業→「働く」  
仕事内容によって在留資格が変わる

専門的職業のいくつかは、その在留資格がない  
例 調理系(調理師・製菓・パン作り)  
美容系(美容師・理容師・メイクなど)  
保育士・動物関係・トリマー  
医療系(鍼灸・マッサージ師・歯科技工士)

人手不足の特定産業分野の業種→「特定技能1号」(通算5年)  
(建設業、製造業、外食業、飲食品製造、宿泊業、介護など)  
特定技能1号評価試験・日本語能力試験(N4)等の合格が必要  
学歴要件なし・18歳以上

実務経験・特定技能2号評価試験等の合格が必要  
→「特定技能2号」(在留期限なし)

日本語を必要とする業務→「特定活動(46号)」  
日本の大学・大学院・短大・高専・一部の専門学校を卒業  
日本語能力試験(N1)等の合格が必要  
日本語を使い、大学等で学んだことをいさせる業務につく場合  
例:外食業・宿泊業の接客、製造業・工場のライン業務、店舗での接客販売、タクシードライバー等

## 3-2. 就労資格証明書について

外国につながる子どもたちが日本で働くことができるかどうかを確認する方法はいくつかあります。基本的には、どの在留資格を持っているかを確認することで判断できます。

- 旅券に貼付または押印されている上陸許可証印
- 中長期在留者の場合は在留カード、特別永住者の場合は特別永住者証明書を確認
- アルバイトなどを行う場合には、資格外活動の許可が出ているかどうかも重要

ただし、在留カードなどを見ただけでは、実際にどのような仕事が認められているのかが分かりにくい場合もあります。在留資格ごとに認められる活動内容は、入管法の別表で細かく定められており、判断に迷うケースも少なくありません。

さらに、在留カードや証明書の原本を就職先の企業に提出することはできないため、就労の可否をどのように説明すればよいか悩む場面もあります。そうした場合に活用できるのが、地方出入国在留管理局が交付する「就労資格証明書」です。この証明書を履歴書などに添付することで、その在留資格で希望する仕事に就くことができることを、企業側に分かりやすく示すことができます。

### 就労資格証明書



未成年の子どもについては保護者(親権者等の法定代理人)が代理で申請することが可能で、原則として即日交付されます。進路支援や就職支援の場面では、子ども本人や保護者だけで判断しようとせず、必要に応じてこの制度を案内することで、不安や誤解を減らし、手続きを円滑に進めることにつながります。

## 3-3. 国籍制限のある仕事

日本には、仕事の内容や制度の違いにより、外国籍の人が就くことができなかつたり、役割が限られたりする職業があります。こうした国籍による違いは、将来の進路選択に影響することがあるため、外国につながる子どもたちは、早い段階から基本的な考え方を知っておくことが大切です。

### (1) 外国籍では就くことができない主な仕事(例)

日本では、国の意思決定や公権力の行使に直接関わる職務については、日本国籍を要件とする、という考え方が採られています。例えば下記のような仕事は、日本国籍が必要とされています。



※消防士員について  
外国籍の人を採用している  
自治体もあります。

### (2) 外国籍では管理職になれないなど制限される可能性がある仕事(例)



地方公務員 (例) 県庁職員/市役所職員/学校職員 など

※公務員採用試験の受験資格に日本国籍が必須であったり、  
永住資格があることが必須条件になっていたりする自治体もあります。  
※自治体によって様々なので、各自治体に確認が必要です。

## 4 学校と地域の連携について

### 4-1. 日本語や教科学習に関わる連携

外国につながる子どもへの支援は、学校の中だけで完結させることが難しい場面も少なくありません。そのため、教育委員会や地域にある様々な資源を上手に活用しながら、子どもを支える体制を整えていくことが大切です。

#### (1) 地域との連携

地域には、外国人の方が日本語を学ぶ日本語教室や、子どもの宿題や学習を支える学習支援教室があります。これらの場合は、日本語や学習の支援だけでなく、生活の相談や気持ちを受け止める役割も担っています。学校と地域がゆるやかに情報を共有し連携することで、子どもを学校と地域の両方で見守ることができ、学びに継続性をもたせやすくなります。



三重県内の日本語教室・学習支援教室  
MIEFのHP内「日本語教室マップ」(巻末「お助けリンク集」参照)

#### (2) 行政・外部機関との連携

県や市町の教育委員会では、日本語指導支援者や巡回指導員の派遣、オンライン日本語支援教室の実施、「拠点校」や「初期指導教室」の設置など、様々な支援の仕組みを整えています。学校内の人員や体制だけで対応しようとせず、こうした制度や支援を必要に応じて活用することも重要です。

実際に、県内の市町では下記の表のような連携の工夫により、学校と行政、地域が役割を分担しながら、子どもの学びを支える体制づくりが進められています。学校の方は活用のヒントとして、教育委員会の方は今後の取組の参考としてください。

※掲載許可をいただいた市町のみ掲載しています。掲載のない市町については、各市町教育委員会へお問合せください。

	市町名	内容
北勢	鈴鹿市教育委員会	鈴鹿国際交流協会と連携。鈴鹿国際交流協会が夏休み宿題支援事業を実施 そのボランティアに対して、教育委員会が研修会を実施
	川越町教育委員会	地域の日本語教室「かわごえにほんご交流サロン」との連携 月に1回中学校におけるワールドクラス(日本語指導クラス)において交流会を実施
中勢	津市教育委員会	三重大学、愛知教育大学と連携 教員の指導力向上(日本語指導・教科指導)のため、助言をもらっている地域の日本語教室と連携 大学生ボランティア等の協力を得ながら、子どもたちの日本語指導や教科指導を実施
	松阪市教育委員会	三重大学、松阪国際交流協会と連携 【三重大学】教員の指導力向上(日本語指導・教科指導)のための助言、 多文化理解の授業への留学生の派遣協力 【松阪国際交流協会】初期適応支援教室「いっぽ」への日本語指導ボランティア派遣協力
伊賀	名張市教育委員会	名張市多文化共生センターと連携し、下記の事について対応してもらっている。 ・急な転出入など学校で対応が難しい通訳や翻訳対応 ・希望者向け日本語学習会の実施(週末) ・子どもたちの様子や日本語指導等をテーマに、市職員対象の研修会の実施
	伊賀市教育委員会	学習支援教室「ささゆり」と連携。外国にルーツを持ち、日本の義務教育に該当する 小学3年生から中学3年生(既卒生で20歳くらいまでの高校受験生含む)の学習支援を実施

## 4-2. 過年齢(オーバーエイジ)の子どもへの対応

### (1) 過年齢(オーバーエイジ)とは何か

日本の学校制度は、原則として年齢に基づいて学年が編成されています。

しかし、外国につながる子どもたちの中には、来日時期や母国での就学状況、母国の情勢や家庭事情などにより、学習に空白期間が生じ、実年齢と学年が一致しない、いわゆる「過年齢(オーバーエイジ)」の状態です。学校に編入・転入するケースが少なくありません。

こうした子どもたちは、学力や日本語力だけでなく、心理的な成熟度や将来の進路に関する課題も抱えていることが多く、画一的な対応では十分な支援につながらない場合があります。

### (2) 対応策としての学年調整

過年齢の子どもへの一般的な対応の一つとして、**学年調整**があります(現場では「ダウングレード」と呼ばれることもあります)。

実年齢より下の学年に在籍させることで、日本語の習得や基礎的な学力の定着を図り、学校生活への適応を優先する考え方

<メリット>

- 学習内容の理解が進みやすくなる
- 同学年集団への参加がしやすくなる など

但し、必ずしもすべての子どもにとって最適な選択とは限らない。

 POINT

また、日本には飛び級の制度がないため、次の年から年齢に対応した学年に戻すという対応ができません。そのため、学年調整はあくまで選択肢の一つであり、子どもの状況に応じて慎重に検討する必要があります。

### (3) 年齢による制度上の制限と進路への影響

年齢が高くなってから学年調整を行うと、中学校卒業時の年齢が上がり、その後の高校進学や進路選択が難しくなる場合があります。

- (例)○全日制高校への進学が難しい
- 年齢要件や受入体制で断られる
  - 同年代との乖離が大きくなる など

そのため、学年調整を検討する際は、在籍の可否だけでなく、卒業後の進路まで見通した判断が必要です。

### (4) 市町によって異なる対応と判断の考え方

過年齢の子どもへの対応は、市町教育委員会によって考え方や運用が異なります。学年調整の可否や判断基準、在籍の考え方は一律ではなく、学力、日本語力、本人や保護者の意向、地域の受け入れ体制などを総合的に踏まえて判断されています。

そのため、学校単独で対応を決めるのではなく、市町教育委員会と十分に協議することが不可欠です。次ページの「各市町での過年齢の子どもへの対応例」は、そうした対応の違いや考え方を把握するための参考資料として活用してください。

### (5) 学年判断だけでなく、学びを支える体制づくりが重要

学年調整が難しい場合や、年齢相応の学年での在籍を選択する場合には、代替的・併用的な支援も重要になります。日本語指導や教科学習の個別支援、初期指導教室や取り出し・入り込み授業の活用、地域の日本語教室・学習支援教室・外国につながる子どもたちの支援団体との連携など、校内外のリソースを組み合わせることで、子どもの学びを支えることができます。過年齢の子どもへの対応は、「どの学年に在籍させるか」だけでなく、子どもの将来にとって何が最も現実的で望ましいかを、多面的に考える視点が求められます。

◇各市町での過年齢の子どもの対応例

※掲載許可をいただいた市町のみ掲載しています。

※子どもの状況などに応じて受け入れの判断や対応が変わる可能性があります。

各市町教育委員会とよく相談して受け入れについて検討してください。

	市町	対応方法/対応した事例
	三重県教育委員会	●県立夜間中学校 みえ四葉ヶ咲中学校での受け入れ 県内に在住・在勤の満15歳(義務教育の年齢)を過ぎた人で、さまざまな理由で、義務教育を終了できなかった人や、義務教育が十分に受けられなかった方を対象に受け入れを行っている。
北勢	四日市市教育委員会	日本語が十分に備わっておらず、進路保障の観点等において、下学年への編入がよいと判断した時には、学校長と保護者とも協議の上、中学3年→中学2年、中学2年→中学1年への編入を認め、日本語の習得及び学力補充の期間を設けて対応をしている。
	桑名市教育委員会	●対象は16歳になる年齢(16歳に達する年度の終わりまで)の子どもで、母国の義務教育を修了していない場合に限り、中学3年に受け入れている。 ●受入手続き時に、該当生徒と保護者に日本の学校制度を伝えた上で、将来の夢や展望を聞きながら、1学年のみ下げて入学することが可能な旨を伝える。 ※学年を下げると、後で上げることができないことも伝える。 ●学年を下げない選択をした場合は、初期日本語指導や教科学習の理解が積み上がるよう学校と連携し、取り出し指導時間数の調整や指導内容の充実を図っている。
	鈴鹿市教育委員会	中学校での受け入れはしていないが、高校進学希望があり、かつ県教育委員会高校教育課にて高校受験資格が確認された人を対象に、就学支援教室「コトノハ」にて高校進学に向けた日本語指導、受験対策を行なっている。
	いなべ市教育委員会	該当生徒の系統的な学びを優先し、本市でも引き続き過年齢に該当する生徒を中3相当として受け入れている。
	木曾岬町教育委員会	対象は16歳になる学齢の子ども(16歳に達する年度の終わりまで)で、義務教育課程を修了していない場合に限り、1年間のみ中学3年に受け入れている。
	東員町教育委員会	教育委員会の判断で、本人の学習歴や希望、学校の収容能力等を踏まえつつ、中学校での受け入れを行っている。
	川越町教育委員会	義務教育の年齢を過ぎた外国籍の子どもを、保護者、学校、教育委員会で相談の上、中学校で受け入れている。
中勢	津市教育委員会	就学について相談があった時に、以下の要件を満たしている場合に中学校第3学年への編入学を許可している。 ・満16歳に達する日の属する学年の年齢であること。 ・日本の中学校に該当する学校で1年以上就学していること。 ・三重県教育委員会又は津市教育委員会が、高校受験資格がないと判断した場合。 ・今後、継続して日本で学びたいという意志が生徒及び保護者から確認できること。
	松阪市教育委員会	以下の要件を満たしている場合に中学校第3学年への編入学を許可している。 ・満16歳に達する日の属する学年の年齢であること。 ・三重県教育委員会又は松阪市教育委員会が、高校受験資格がないと判断した場合。 ・日本の中学校に該当する学校で1年以上就学していること。 ・9月1日までに就学することが可能であること。 ・今後、継続して日本で学びたいという意志が生徒及び保護者から確認できること。
伊賀	名張市教育委員会	学年を調整して受け入れた子どもは、中学校3年生を卒業するまで在籍

### 4-3. 中学3年生などの受験期に外国から転校生が来た時の対応

中学3年生など受験期に外国から転校してきた子どもについては、学年を調整する対応を行った場合でも、学校の中だけで受験準備や就職準備までを十分に進めることは難しいのが実情です。限られた在籍期間の中で進路を考えるためには、学校内の支援に加え、地域の日本語教室や学習支援、進学相談、使える制度や外部リソースを早い段階で把握し、連携して支える視点が欠かせません。下記に、三重県の受験制度や各教育委員会の対応、地域の支援などを記載しました。子どもたちの支援体制を考える際の参考にしてください。

あわせて、受験に関する正確な情報を早い段階で把握することも重要です。三重県の県立高等学校入学者選抜の実施要項(外国人生徒等に関わる選抜を含む)は、例年秋(10月頃)に三重県教育委員会から公表されます。試験内容や出願条件、特別枠選抜の有無などは年度ごとに整理されて示されるため、「どのような支援が必要か」「どの進路が現実的か」を判断するための重要な基礎情報となります。支援の進め方を工夫することと同時に、最新の制度や要項を確認し、関係者で共有していくことが、限られた時間の中での進路選択を支える上で欠かせません。

#### 地域で活用できる支援

##### ●地域の日本語教室/学習支援教室

各市町で複数の日本語教室が開催されている場合、複数の日本語教室に通って、日本語学習の時間を確保することができます。また、隣接する市町の日本語教室も、代表の方に問い合わせをすると、受け入れてくれる場合もあります。

##### ●外国人支援団体

三重県内には、外国人支援をしている団体が複数あります。その団体が独自に日本語や学習の支援を行っている場合があります。また支援を行っている団体につないでくれる可能性もあります。市町に国際交流協会等がある場合、そこに問い合わせると行政サービスや、支援団体を紹介してくれることがあるので一度問い合わせてみましょう。

市町に国際交流協会がない場合、MIEFの外国人相談窓口MieCo(みえこ)にお問い合わせください。



「日本語教室マップ」「支援団体情報」など  
MIEFのHPに掲載があります(巻末:お助けリンク集参照)

#### 教育委員会の支援

各市町の教育委員会では、受験期に外国から転校してきた生徒の状況に応じて、過年齢の生徒の対応同様に、学年を調整する対応を行い、学校生活や進路に向けた準備期間をできるだけ確保するなどの取組が行われています。また、日本語教育の充実を目的として、日本語指導員の派遣や、三重県教育委員会が実施するオンラインによる日本語学習支援を活用するなど、校内の体制だけに頼らない支援を行っている市町も多くあります。

さらに、来日直後など日本語の基礎が十分でない生徒に対しては、初期適応日本語教室を設置し、一定期間、生活に必要な日本語や学校生活の基本を集中的に学べる環境を提供している市町もあります。こうした教育委員会の支援制度を把握し、学校・保護者・関係機関が連携しながら活用していくことが重要です。

## ●夜間中学校

中学校を卒業していない場合、三重県では県立夜間中学校である「みえ四葉ヶ咲中学校」に入学することができます。夜間中学校では、年齢や国籍を問わず、一人ひとりの学習状況に応じた指導が行われており、日本語の習得と教科学習を並行して進めながら、中学校卒業資格の取得を目指すことができます。受験期に十分な準備が整わない場合でも、将来の進学や就労につながる学び直しの場合として、夜間中学校を含めた進路の可能性を早い段階で保護者・本人と共有することが重要です。

## 5 おわりに

### 「共に寄り添い、未来につなげるために」

このたび、「外国につながる子どもたち」を温かく迎え入れ、その成長を支えるために作られたこのガイドブックが皆様のお手元に届いたことを心より感謝申し上げます。

本書は、多様な文化や言語的背景を持つ子どもたちが教育現場や地域で安心して学び、自分らしく輝ける環境を整備したいという強い願いから生まれました。

目指したのは、特別な「対応策」を提示することではなく、子どもたちが持つ潜在的な力を信じ、それを引き出すための「心構え」と「具体的な方法」を共有することです。

制作にあたり、現場の先生方、支援者、そして外国につながりを持つご本人や保護者の方々から数多くの貴重な声と実践事例をいただきました。それらが真の「インクルージョン(包摂)」とは何か、深く考えるきっかけになりました。“生の経験談”は、単なる困難の声ではなく、異文化理解の壁を乗り越え、人と人が心を通わせる瞬間の尊さを教えてくれます。

本書内の「受け入れのヒント」や「多文化共生の視点」は、固定化されたものではありません。大切なのは、「ルールブック」としてではなく、「対話のきっかけ」として使うことです。

着目すべきは、外国につながる子どもが「持っていないもの」ではなく、「持っているもの」です。母語・文化・新しい環境で学ぼうとする強い意志、そして無限の可能性です。

子どもたちが自信を持って自己表現し、共に学び、遊び、成長する姿こそが、目指す真の共生社会の姿です。「特別な存在」としてでなく、「仲間」として一緒に豊かな未来を作っていきましょう。

#### <勉強を頑張る皆さんへ>

自身に合う進路のために必要なことは、①制度を知る②学力③日本語力④情報です。皆さんの周りには、見守り、応援をしてくれる人が必ずいます。その人たちと共に目標に向かって進んでいきましょう！

最後に、本書の完成に多大なご協力をいただいた全ての方々に、重ねて心より御礼申し上げます。皆様の活動が、より多くの笑顔につながることを願い、あとがきといたします。

外国につながる子どもを見守るためのハンドブック作成委員

## 在留資格についてのQ&A

### Q1 将来も日本で生活していきたいと希望する児童生徒がいます。何か手続きが必要ですか？

A: 児童生徒の在留資格が、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の場合は、在留資格該当性等に変動がない限り、日本で継続して在留することができます。

「家族滞在」の場合は、保護者が本国に帰国すると、その児童生徒は日本で在留を継続することはできません。そこで、在留資格を就労の在留資格または留学若しくは定住者等へ変更することで、保護者から独立して日本での生活を継続することができます。

「留学」の在留資格で就職等を希望する場合は、就労先での活動内容に適合した在留資格に変更する必要があります。

日本人と同様に将来に亘り安定した生活を希望し、永住者の要件を満たす場合は、永住者の在留資格を申請することができます。

### Q2 「在留資格」を変更する場合はどうしたらいいですか？

A: 在留資格変更許可申請書とそれぞれの在留資格に応じた必要書類を準備して、地方出入国在留管理局へ申請します。申請は、申請人またはその保護者(親権者等の法定代理人)が代理人として申請を行うことができます。

なお、在留資格ごとに審査基準が定められているので、在留状況などに変動があった場合は、予め外国人の相談窓口や地方出入国在留管理局で相談して申請すると安心です。

### Q3 在留期限を超えてしまった児童生徒はどうすればよいですか？

A: 在留期限を超過した者や在留資格を有していない者に対しては、退去強制手続が執られます。理由・事情などにより在留が特別に許可される場合があるので(在留特別許可)、速やかに地方出入国在留管理局へ出頭しなければなりません。

在留期限を超えた場合は、子どもの教育を受ける権利(『子どもの権利条約』、日本政府は1994年に批准)の視点で、生徒の相談にのってください。そして、外国人の相談窓口や専門家に相談のうえ、速やかに地方出入国在留管理局へ保護者等と共に出席させてください。

### Q4 家族滞在の高校生はアルバイトができますか？

A: ですが、地方出入国在留管理局へ資格外活動許可を申請し許可を受けなければなりません(この許可を受けずに就労すると、生徒だけでなく雇用主も罰則の対象となる場合があるので注意が必要です)。

また、許可を得ていることを伝えると、雇用主も安心して労働契約を結べるという利点があります。

## Q5 帰化するにはどうしたらいいですか？

A: 帰化をするためには国籍法に基づき様々な条件が定められており、申請人の身分関係等によってその条件も異なります。帰化を希望する場合は、住所住居地を管轄する法務局または地方法務局で相談するようにしてください。

## Q6 日本人の父から認知された子どもは日本国籍を取得することができますか？

A: 未婚の日本人父と外国人母との間に生まれた子どもは、日本人父から胎児認知されている場合で母の承諾があれば、出生によって日本国籍を取得します(出生後、手続きが必要ですので詳細は法務局で相談してください)。

子どもの出生後に日本人父が認知した場合には、子どもが未成年であること等一定の要件を満たしていれば、法務局へ届け出ることによって日本国籍を取得することができます。

日本国籍留保の届出をしなかったことによって日本国籍を喪失した子どもの場合も、一定の要件を満たしている場合には、法務局へ届け出ることによって、日本国籍を再取得することができます。

日本国籍の取得は子どもにとって極めて重要な問題ですが、認知の方法等法律的な知識も必要になりますので、外国人の相談窓口や行政書士等の専門家に相談することをお勧めします。

## Q7 外国につながる子どもの親(両親のうち一方が日本国籍、もう一方が外国籍)の離婚に際して、支援者が知っておくべきことはありますか？

A: 例えば日本人父と外国人母が離婚した場合、母の在留資格と子どもの国籍を確認してください。確認は、口頭よりも書類(戸籍謄本及び住民票)で行うほうが確実です。

母の在留資格が「永住者」または「定住者」等の場合、その母は日本での在留を継続することができますが、母の在留資格が「日本人の配偶者等」の場合、離婚により母の在留継続が認められなくなる場合があります。

しかし、子どもが嫡出子または日本人父に認知された非嫡出子で、且つ子どもの親権が母の場合は、日本人の実子を扶養する外国人親として、その母は「定住者」の在留資格に変更できる場合があります。

外国人と日本人との婚姻や離婚については、その外国人の本国法が関係する場合があります。離婚の場合は裁判上の手続きが必要になることもあります。保護者が、離婚・再婚に関して何らかの事情がある場合は、外国人の相談窓口や行政書士等の専門家に相談することを勧めてください。

M E M O

A series of horizontal dashed lines for writing.

M E M O

A series of horizontal dashed lines for writing.

M E M O

A series of horizontal dashed lines for writing.

M E M O

A series of horizontal dashed lines for writing.

M E M O

A series of horizontal dashed lines for writing.



## お助けリンク集

本冊で紹介した制度や考え方を、実際の支援につなげていくためには、すぐに参照できる資料や信頼できる情報源があると心強いものです。ここでは、本文中で触れた資料に加え、日々の支援や相談対応の際に役立つ参考資料を「お助けリンク集」としてまとめました。必要なときに、ぜひ活用してください。

- 「在留資格一覧表」(P5)
- 「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」(P10)
- 「やさしい日本語ガイドライン」(P10)
- 「外国につながる児童の教育に携わるみなさまへのお役立ち情報」(P12)
- 「高校卒業後に日本での就労を考えている外国籍を有する方へ」(P12)
- 『外国人等保護者のための学校ガイダンス  
「日本の学校は、こんなところ」』(P12)
- 「高校進学ガイダンスガイドブック」(P12・14)
- 「日本語教室マップ」(P18・21)
- 「支援団体情報」(P21)

本冊で紹介されたもの以外にも参考資料として随時追加していく予定です。



## 外国につながる子どもを見守るためのハンドブック作成委員

(敬称略/50音順/所属は、初版発行当時のものです。)

- 石井 和加子 (三重県立西日野にじ学園)  
大川 景子 (三重県立みえ夢学園高等学校)  
木田 裕子 (一般社団法人グローバル・ユース)  
佐藤 利恵子 (松阪市立殿町中学校)  
田中 真弓 (四日市市立南中学校)  
濱口 初美 (名古屋出入国在留管理局)  
船見 和秀 (伊賀市外国人児童生徒日本語指導コーディネーター)



2026年2月28日 初版第1刷発行

発行 公益財団法人三重県国際交流財団  
三重県津市羽所町700アスト津3階  
TEL 059-223-5006 FAX 059-223-5007  
URL <https://www.mief.or.jp>